

長崎県と明治大学との連携協力に関する協定書

長崎県と明治大学が相互に協力し、包括的な連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、長崎県が有する歴史・文化・自然等の地域資源並びに明治大学が有する知的財産を有機的に活用し、人材交流及び学術・文化・産業等の振興を促進することで、相互の発展を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 本協定に基づき、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域の文化、産業等の振興に関すること
- (2) 学術研究に関すること
- (3) 人材交流に関すること
- (4) 生涯学習に関すること
- (5) 現地での調査、研究、活動受入に関すること
- (6) その他、両者が必要と認めること

(事業)

第3条 前条の連携事項に該当する事業の実施にあたっては、長崎県及び明治大学で協議の上、行う。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、長崎県及び明治大学のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項については、両者の協議により定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年10月27日

長崎県知事

明治大学長

中村 浩道  土屋 恵一 